

平成13年 6 月12日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3 号

**日本油脂株式会社**

代表取締役社長 宇 野 允 恭

## 第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成13年 6 月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番 3 号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー 4 階  
スペース 6 会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 平成13年 3 月31日現在の貸借対照表および第78期（平成12年 4 月 1 日から平成13年 3 月31日まで）損益計算書、営業報告書報告ならびに自己株式消却報告の件

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 決議事項

- 第1号議案 第78期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（3頁から4頁）に記載のとおりであります。
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 使用人に譲渡するための自己株式取得の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（6頁から7頁）に記載のとおりであります。

以上

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 議決権を有する株主が有する株式の総数

206,090,000株

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 第78期利益処分案承認の件

議案の内容は、別添同封の第78期報告書20頁に記載のとおりであります。当期の利益配当金につきましては、当社をとりまく環境が依然として厳しい中、今後の経営環境を勘案しまして、中間配当金と同じく1株につき3円（中間配当金を含め年6円）といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### (1) 発行する株式の総数の変更

「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律」第3条の規定に基づき、取締役会決議により当社額面普通株式10,000,000株を取得し消却いたしましたので、これに伴いまして定款第5条（発行する株式の総数）に定める当社の発行する株式の総数を同数減少するものであります。

##### (2) 株主名簿の閉鎖の廃止に伴う変更

株主各位のご便宜を図るため、株主名簿の閉鎖を行うことなく、基準日により権利行使する株主を確定することといたしたく、定款第10条（株主名簿の閉鎖および基準日）につきまして所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は8億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(株主名簿の閉鎖および基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p> <p><u>前項の株主を確定するため、毎決算期の翌日から1カ月間株主名簿の記載の変更を停止する。</u></p> <p><u>前2項のほか、第32条による金銭の分配を受ける者を確定するため、その他必要があるときはあらかじめ公告して、一定期間株主名簿の記載の変更を停止または基準日を定めることができる。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は<u>790,000,000株</u>とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使する株主とみなす。</p> <p><u>前項その他本定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役春田幸典氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
山中 立之  (昭和15年 2月7日生)	昭和39年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役食品事業部長 平成12年6月 当社取締役退任 平成12年6月 当社執行役員食品カンパニー長  現在に至る	21,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 候補者は、退任する監査役の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めに従い退任した監査役の任期の満了すべき時までといたします。

### 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を辞任されます田中邦彦氏ならびに監査役を辞任されます春田幸典氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を、当社の内規に基づき、相当の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。その具体的な金額、時期および方法の決定は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
田中邦彦	平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社常務取締役 平成12年9月 当社取締役  現在に至る
春田幸典	平成10年6月 当社監査役  現在に至る

## 第5号議案 使用人に譲渡するための自己株式取得の件

商法第210条ノ2の規定に基づき、当社使用人の業績の向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的に、下記の要領により、使用人に株式を譲渡するため、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社額面普通株式140,000株を、総額6,500万円を限度として取得することにつきご承認をお願いするものであります。

(株式譲渡の要領)

### 1. 譲渡の方法

商法第210条ノ2第2項第3号所定の「予め定めたる価額を以て会社よりその株式を自己に譲渡すべき旨を請求する権利を与ふる契約」(以下、「権利付与契約」という)に基づき譲渡を行う。

### 2. 譲渡の対象および譲渡すべき株式の数

本定時株主総会終結時に在職する使用人のうち5名に対して合計140,000株を上限として譲渡する。なお、譲渡の対象者の氏名および譲渡株式数については、後記別表に記載のとおりとする。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、譲渡すべき株式の数は、分割または併合の比率に応じ比例的に調整される。

### 3. 契約に基づき譲渡すべき株式の種類

当社額面普通株式

### 4. 1株当たりの譲渡価額

権利付与日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引終値の平均値に1.03を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。

なお、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、1株当たりの譲渡価額は、分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換および新株引受権の権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により1株当たりの譲渡価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後譲渡価額} = \frac{\text{調整前譲渡価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

## 5. 権利行使期間

平成15年7月1日から平成19年6月30日までとする。

## 6. 権利行使の条件

- (1) 権利を付与された者は、使用人たる地位を失った後も、権利付与契約に定める条件により、権利を行使することができる。
- (2) 権利を付与された者が死亡した場合は、権利付与契約に定める条件により、1年間に限り相続人がこれを行行使することができる。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができない。
- (4) この他、権利行使の条件は、本定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する権利付与契約に定めるものとする。

## 7. 合併その他の場合の調整

権利付与日以降、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、株式交換または株式移転を行う場合、その他の調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で契約に基づき譲渡すべき株式の数、株式譲渡価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

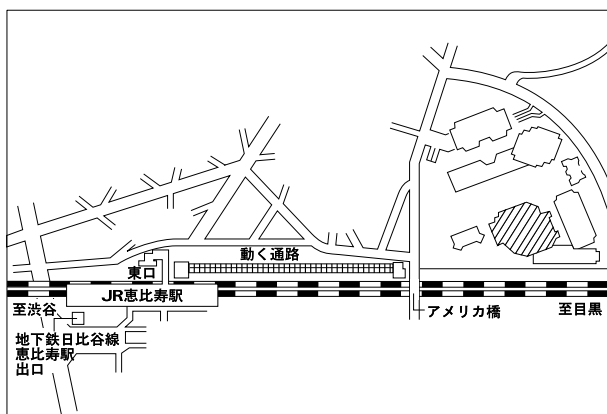
[別 表] 譲渡の対象者および譲渡株式数  
使用人5名（譲渡株式総数 計140,000株）

氏 名	株 式 数
稲 葉 由 大	30,000株
加 藤 慶 二	30,000株
鈴 木 重 雄	30,000株
山 村 廣 行	30,000株
奈 良 原 俊 和	20,000株

以 上

## 株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号  
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階  
スペース6 会議室



交通 JR山手線、埼京線 恵比寿駅東口動く通路 徒歩5分  
地下鉄日比谷線 恵比寿駅 徒歩8分